

# 琉球大学学術リポジトリ

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を概観する

メタデータ	言語: 出版者: 沖縄県図書館協会 公開日: 2016-09-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 望月, 道浩 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/35226">http://hdl.handle.net/20.500.12000/35226</a>

## 調査研究部会報告①

# 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」 を概観する

望 月 道 浩

### はじめに

平成13年7月18日に告示・施行された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示第132号）（以下、「旧基準」と略す）は改正され、平成24年12月29日に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号）（以下、「新基準」と略す）として文部科学大臣により告示され、同日施行された。

本稿では、「新基準」が告示・施行された経緯と背景について概説し、主な改正内容について概観してみたい。個々の改正内容の中でも、とくに高齢者・障害者<sup>1</sup>等を対象とする生活サポートとしての「代読サービス」について焦点を当てながら述べる。

なお、本来であれば、新旧双方の基準を対照提示した上で「新基準」のポイントを示すべきところではあるが、本稿では紙幅の都合上、一部を抜粋し提示するのみに留める。「新基準」の全文については、文部科学省生涯学習政策局社会教育課がWeb上にも公表しているのでそちらを参照されたい<sup>2</sup>。

### 1. 新基準の告示・施行の経緯と背景

旧「図書館法」では、第18条（公立図書館の基準）において「文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。」（傍点は筆者）とされて

きた。しかしながら、昭和25年に制定された旧「図書館法」当時から謳われていた「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を定めることについては、同法の成立後も長きに亘って定められないままの状態が続いていた。「旧基準」は、そのような長きに亘る空白期間を経て、平成13年7月に告示されたのである。「旧基準」においては、公立図書館を前提とした基準であった。

その後、平成20年の図書館法の改正をはじめとして、少子高齢化、高度情報化、国際化などが進展する中で、図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化が指摘されはじめる。

図書館法の改正以外にも、振り返れば「子どもの読書活動推進に関する法律」（平成13年）、「文字・活字文化振興法」（平成17年）、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」からの各種報告として、「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」（平成18年）や「図書館職員の研修の充実方策について（報告）」（平成20年）、さらに「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」（平成21年）が示されるなど関係制度の改革も同時に進められてきた。

とりわけ、指定管理者制度の導入等、図書館の運営環境の変化が取り上げられるようになり、図書館を巡る社会の変化や新たな課題への対応の必要性が生じることとなった。

現行「図書館法」（最終改正：平成23年12月14日法律第122号）では、同法第7条の2（設置及び運営上望ましい基準）において、「文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。」（傍点は筆者）とされており、公立図書館に限らず広く図書館を対象とした基準を定め公表することが謳われた。このような法改正はもとより、「地域が抱える様々な課題解決の支援や、地域の実情に応じた情報提供サービスなど幅広い観点から社会貢献することが期待されている」<sup>3</sup> といった背景に基づきながら、「旧基準」はその全部が改正されることとなった。

## 2. 新基準の主な改正内容

「新基準」の主な改正内容としては、以下の3点が挙げられている<sup>4</sup>。

まず1点目として、「図書館法の改正を踏まえた規程の整備」が挙げられている。その内容としては、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」として、基準の対象に私立図書館を追加したこと、運営状況に関する評価の実施やその結果の住民への情報提供を示したこと、学習の成果を活用して行なう多様なボランティア活動等の機会・場所の提供を示したこと、である。

2点目として、「図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規程の整備」が挙げられている。その内容としては、知識基盤社会において、図書館は地域の情報拠点等として重要な役割を担うことを明記したこと、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、学校、民間団体等との連携・協力を示したこと、レファレンスサービス等の

情報サービス、地域の課題に対応したサービスの充実を示したこと、児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者、外国人等の利用者に対応したサービスの充実、施設・設備の整備を示したこと、である。

3点目として、「図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備」が挙げられている。その内容としては、図書館の設置者は、設置目的を適切に達成するために必要な管理運営体制を構築すべきことを規定したこと、管理を他者に行なわせる場合、緊密な連携により事業の継続的・安定的な実施等を確保すること、基本的運営方針、指針・目標、事業計画の策定・公表等を示したこと、館長には図書館の運営及び行政に必要な知識・経験と司書資格を有する者を置くことを示したこと、司書などの確保、関係機関との人事交流、各種研修機会の拡充等を示したこと、である。

その他にも、著作権等の権利の保護に関する規定を追加したこと、危機管理に関する規定を追加したこと、図書館資料に電磁的記録を含むこと、郷土資料等の電子化等に関する規定を追加したことが挙げられる。

これらは、いずれも「地域の知の拠点」として期待される図書館が、地域の実情や多様化するニーズに応え、幅広い観点から社会貢献に資する拠点となることが期待された基準としてとらえることができよう。

以下、本稿では、主な改正内容の2点目の中で示された「児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者、外国人等の利用者に対応したサービスの充実、施設・設備の整備」に的を絞り、その中での「代読サービス」との関わりから、以下述べることとする。

### 3. 障害を理由とする差別の解消の推進と新基準

平成22年6月29日付にて、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定された。これは、障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする日本の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るために示されたものである<sup>5</sup>。この閣議決定の後、障害者制度改革が推し進められており、平成25年6月26日付にて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）が公布され、一部を除き平成28年4月1日に施行されることとなった（以下、「障害者差別解消法」と称す）。

「障害者差別解消法」では、「障害者基本法」（昭和45年5月21日法律第84号／最終改正：平成25年6月26日法律第65号（未施行））の第4条（差別の禁止）に基づきながら、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることが謳われている。

また、同法では、教育、公共交通、医療、雇用、役務の提供、刑事手続等の行政機関による活動など、「障害者基本法」において「障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策」として規定されている分野も含めた広範な分野を対象としている。ここでの障害者とは、「障害者基本法」第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされ、何らかの心身の機能の障害がある者も含まれることも確認して

おきたい。図書館においても、法的義務として障害を理由とした差別的取扱いが明確に禁止されるとともに、とくに公立図書館においては合理的配慮の不提供の禁止が法的義務として示されたことから、平成28年4月1日の同法施行までに、その具体的な対応を図っていくことがより一層求められる。

具体的には、図書館では、先に掲げた「新基準」を踏まえ、かつ、図書館法第3条（図書館奉仕）に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならないわけだが、日本の公立図書館における「図書館利用に障害のある人々」へのサービスについては、1970年代以降広まっているものの、サービスはいまだ発展途上とする向きもある<sup>6</sup>。あらためて、障害を理由とする差別の解消の推進という観点から、「旧基準」と「新基準」を対照し概観すると以下ようになる（該当箇所のみ抜粋、下線は筆者）。

#### 【旧基準】

二 市町村立図書館

(四) 利用者に応じた図書館サービス

③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

#### 【新基準】

第二公立図書館

一 市町村立図書館

3 図書館サービス

(四) 利用者に対応したサービス

イ （高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

【旧基準】

二 市町村立図書館

(四) 利用者に応じた図書館サービス

- ④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

【新基準】

第二公立図書館

一 市町村立図書館

3 図書館サービス

(四) 利用者に対応したサービス

ウ （障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

4. おわりに

このように新旧の基準を対照してみると、「旧基準」において明記されていた「対面朗読」から「図書館資料等の代読サービス」という文言へ変更されており、このことについて懸念を表明する向きもある<sup>7</sup>。

いずれにしても、「障害者サービスは図書館の原点」<sup>8</sup>といわれることから、図書館利用に障害のある人々へのサービスは、「『通常』サービスとは、別個のものとか、付け足しとみなされてはならないもの」<sup>9</sup>であることを再認識する必要があるだろう。ひいては、「図書館利用の権利をもっている利用者に対して負っている『図書館の側の障害』」<sup>10</sup>をとらえ直し、その「図書館側が負っている『障害』を取り除いていくこと」<sup>11</sup>にあらためて目を向けなければならない。

【註及び参考・引用文献（URL）】

<sup>1</sup> 「障害者」の呼称については、当事者等の主張により「障がい者」という表記の方が行政文書などでは一般化しており、「障害者」の表記もあることは承知しているが、本稿では、引用原文で「障害者」の表記が多いこと、日本図書館協会の公式委員会名が「障害者サービス委員会」であることから、「障害者」の表記を用いた。ただし、「図書館利用の障害」など社会や環境のあるバリアを指すときには「障害」を用い（それを解消するサービスである「障害者サービス」も「障害」を用い）、視覚障がい、聴覚障がいなど個人の状態を指すときは「障がい」を使うという方針での使い分けがあることも紹介しておきたい。

<sup>2</sup> 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月）に関する関係書類について（冊子）」

<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/001/1330295.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/001/1330295.htm)>

<sup>3</sup> これからの図書館の在り方検討協力者会議『図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて：「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書』（平成24年8月）

<[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2013/01/31/1330310.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/01/31/1330310.pdf)> (PDF), p.2, 2013-10-1最終確認。

<sup>4</sup> 文部科学省生涯学習政策局社会教育課『図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）について』（平成24年12月）

<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/001/\\_icsFiles/afieldfile/2013/01/31/1330295.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/001/_icsFiles/afieldfile/2013/01/31/1330295.pdf)> (PDF), p.1, 2013-10-1最終確認。

- <sup>5</sup> 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)  
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihon.pdf>) (PDF), p.1, 2013-10-1最終確認。
- <sup>6</sup> 小林卓「日本の公立図書館における障害者サービスをめぐる言説：1970-90年代を中心に」『図書館界』Vol.63, No.5, 2012年1月, p.356.
- <sup>7</sup> この「対面朗読」から「図書館資料等の代読サービス」という文言への変更については、日本図書館協会が「「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の障害者サービス関連項目について(見解)」(2013年4月10日付)において、「代読サービスは、「読み書き(代読・代筆)情報支援サービス」と言われるもので、対面朗読に代わる言葉ではない。

- ＜中略＞誤解を招くような表現に修正されたことに危惧を持つ」と懸念を表明している。
- <sup>8</sup> たとえば、以下の文献が挙げられる。  
図書館問題研究会編『障害者と図書館：図書館奉仕の原点としての障害者サービス』ぶどう社, 1981年, 270p.
- <sup>9</sup> 国際図書館連盟多文化社会図書館サービス分科会(深井耀子, 田口瑛子編訳)『IFLA多文化社会図書館サービス』多文化サービスネットワーク, 2002年, p.5.
- <sup>10</sup> 日本図書館協会障害者サービス委員会編『障害者サービス』(図書館員選書:12) 日本図書館協会, 1996年, p.16.
- <sup>11</sup> 同前書, p.17.

技術とサービスで地域に貢献する



株式会社 国建システム

900-0015 沖縄県那覇市久茂地1-2-20

TEL (098) 867-7584 FAX (098) 866-5965

URL <http://www.kunisys.co.jp/>

- コンサルテーション (システム企画・提案、調査、分析)
- システム開発 (官公庁、サービス業、施設業等)
- パッケージ開発 (パッケージソフトウェアの設計・製造)
- ネットワーク関連 (ネットワークの提案・設計・構築等)
- 機器販売 (各種ソフトウェア販売、IT関連機器販売)
- 保守サービス (ソフト、ハードウェアの維持管理・保守)